

[原著論文]

## 教育政策の立案・検証と教育研究

——ドイツの事例から——

坂野慎二

### 要 約

今日の教育政策は、PDCAサイクルに沿って実現していくことが目指されている。その際、OECD等が強調しているように、根拠に基づいた政策立案がより重視されるようになってきた。ドイツ連邦共和国においても評価（検証）は、PISA調査以降その重要性を増している。

本稿は、ドイツを素材としながら、教育政策の立案・検証がどのように行われてきたのか、そして教育研究がそのプロセスにどのように関わってきたのか、また、関わるのが可能なのかを考察することを目的とする。

明らかになったのは、以下の点である。2018年の第4次メルケル連立政権は、国家教育審議会(der nationale Bildungsrat)を構想した。連邦制国家では諸州に教育政策の実施権限がある。諸州は連邦の関与を嫌い、国家教育審議会を拒絶した。しかし検証と提言が重要であることから、諸州合意による専門家組織として常設学術委員会(die Ständige Wissenschaftliche Kommission, SWK 常設学術委員会)を2020年に設置した。これによって、諸州は共通の提言を受けつつも、教育政策の実施は州に確保することができている。

キーワード：EBPM, ドイツの教育政策, PDCAサイクル, 教育政策検証, 政策合意形成

### はじめに

今日の教育政策は、PDCAサイクル、すなわち、①計画（立案）、②実施、③評価（検証）、④改善（次期への提案）といった流れに沿って実現していくことが目指されている。その際、OECD等が強調しているように、根拠に基づいた政策立案がより重視されるようになってきた(OECD2009, 岩崎2011, 大槻2009, 国立教育政策研究所2012)。日本でも教育政策の検証を進め、根拠に基づいた教育政策を立案するために、文部科学省の附置機関である国立教育政策研究所内に教育データサイエンスセンターが2021年10月に設置されている<sup>1)</sup>。

ドイツ連邦共和国（以下、「ドイツ」と略、旧西ドイツ時代を含む）における教育政策研究の多くは、歴史的には立案、実施に焦点を当てたものが多く、評価や改善を中心としたものはそれほど多くはなかった。もちろん、現状分析に基づいて、計画・立案を提案しているものも

ある。しかし評価（検証）の重要性は、PISA調査以降、その重要性が増している。

本稿は、ドイツを素材としながら、教育政策の立案・検証がどのように行われてきたのか、そして教育研究がそのプロセスにどのように関わってきたのか、また、関わるのが可能なかを考察することを目的とする。

本稿は、以下のような構成で論じていく。第一に、これまでドイツの連邦レベルにおける教育政策の政策決定に、審議体組織はどのような役割を果たしてきたのかを示す。次に2001年の「PISAショック」前後から教育政策の検証が重要視されるようになり、そのための組織体制の整備が進められてきたことを明らかにする。それを踏まえ、2018年の第4次メルケル連立政権によって、教育政策の検証と立案について具体化するために、国家教育審議会（der nationale Bildungsrat）が構想される。しかし連邦制国家であるドイツでは諸州に教育権限があり、連邦と諸州の権限関係を変更するための合意形成は同じ政党内でも容易ではなかった。しかし検証に基づいた政策立案の重要性は認識されており、諸州の合意による検証及び政策提言機関として、KMK（常設各州文部大臣会議）にSWK（die Ständige Wissenschaftliche Kommission, 常設学術委員会）が2020年に設置されたのである。SWKは研究者を中心とした組織体で、根拠に基づいた検証に立脚した計画、提案を行っている。

こうした政策の分析を通じ、ドイツの教育政策は、根拠に基づいた政策立案を実施していく制度的枠組みがつくられた。しかし課題も明らかとなった。検証のための調査研究は連邦レベルで実施する必要があるが、その検証を受けての提言をだれが行うのか、そして連邦制国家における実施主体は諸州にあり、諸州が実施主体であることによる教育政策の多様性が残されることを示す。

## 1 教育政策の立案に関する推移

### 1-1 連邦と各州の教育権限

連邦国家であるドイツの教育権限は、連邦ではなく16ある州に属する（ドイツ基本法〔憲法に相当〕第30条）。しかし、教育、とりわけ学校教育には一定の共通性が必要とされるため、ドイツ基本法が改正され（1969年）、連邦が教育に関与する規定が設定されてきた。

連邦における教育所管省は、1969年に連邦教育学術省（BMBW, das Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft）が設置され、1994年には連邦教育学術研究技術省（BMBF, das Bundesministerium für Bildung, Wissenschaft, Forschung und Technologie, 連邦研究技術省との統合）に、1998年から現在の連邦教育研究省（BMBF, das Bundesministerium für Bildung und Forschung, 技術分野の他省への移管）となっている<sup>2)</sup>。

## 1-2 教育政策への提言を行う組織体

各州は基本的に独自に教育政策を計画、実施していくことが可能である。しかし、各州が独自の教育政策を打ち出すことにより、州を越えて移動する人たちには不都合が生じる可能性が高まる。このため、実態においても、各種の組織体が設置され、各州の教育政策を調整する機能を果たしてきた。KMK（1948年設立）はその代表的組織である。

ドイツの連邦レベルにおける教育政策への提言を目的として設置された主な組織体は、以下の通りである。①ドイツ教育制度検討委員会（1953-1965年）、②ドイツ教育審議会（1965-1975年）、③教育フォーラム（Forum Bildung, 1999-2002年）、④連邦・各州・教育計画研究促進委員会（BLK, 1970-2007年）、⑤共同学会議（GWK 2008年-）（坂野2000, 坂野2017, 坂野2022参照）。上述したKMKは連邦が正規の構成員ではなく、あくまで州間の合意による調整機関である。

それでは、連邦がどのように教育に関与する権限を確保していったのであろうか。連邦が教育に関する権限を得るためには、ドイツ基本法（Grundgesetz）において、連邦にその権限があることを記載する必要がある。

ドイツ基本法は、1949年に制定されて以降、頻繁に改正されている。教育に関する事項についてのドイツ基本法の主な改正は、1969年及び2006年の改正である。1969年のドイツ基本法の改正は、教育計画及び研究促進について連邦が競合的立法権を有することを規定した。この規定に基づき、④連邦・各州・教育計画研究促進委員会（BLK）が1970年に設置された。しかし、2006年のドイツ基本法改正によって、教育計画に関する権限はなくなり、BLKは2007年末で廃止され、それに代わって⑤共同学会議（GWK）が設置された。

表1 これまでの主な教育関連審議会

	設置年	廃止年	審議会等名	備考
①	1953	1965	ドイツ教育制度検討委員会	諸州の教育政策の共通性を模索。専門家の集合体で政策への実効性に課題。
②	1965	1975	ドイツ教育審議会	政府委員会と教育委員会とで構成。CDU/CSUとSPDの対立で延長されず。
③	1999	2002	教育フォーラム	1998年のSPD/緑の党連立政権で設置。4つの最終報告書を作成。
④	1970	2007	連邦・各州・教育計画研究促進委員会（BLK）	ドイツ基本法改正（1969年）を受けて設置。2006年の基本法改正を受けて2007年末で廃止。
⑤	2008	継続	共同学会議（GWK）	BLK廃止を受け、学術関連の業務を引継。
⑥	1957	継続	学術審議会（WR）	学術委員会と行政委員会とで構成。大学拡充や学術促進のための提言多数。

（出典）筆者作成

### 1-3 高等教育・学術研究促進の組織体—学術審議会

この他に、主に学術研究と高等教育に関する提言を行っている組織体として、⑥学術審議会 (Wissenschaftsrat (WR), 1957年-)がある。学術審議会は、学術委員会と、行政委員会で構成されている。学術委員会の委員は32名 (学識者24名, 公的活動にある者8名)で投票には各1票で32票を, 行政委員会は22名 (各州1名計16名で各1票, 連邦政府6名で投票には全体で16票)で構成される。多数決は, 2/3以上の賛成が必要である。このため, 決定には多くの関係者の賛成が必要である。こうした決定手続きは評価されており, 長きにわたり, 活動が継続している。

この学術審議会は, 後述する2018年の第4次メルケル政権発足時の連立協定に掲げられた国家教育審議会構想のモデルとされている。

## 2 教育政策の検証に関わる組織

### 2-1 「PISAショック」以降の教育政策動向

2001年の「PISAショック」以降, 教育政策の検証が重要視されるに至った。坂野 (2022) は, 第1期 (1997-2001年頃, 国際学力調査による状況把握), 第2期 (2002-2006年頃, エビデンスの収集と教育報告書作成準備), 第3期 (2006-2015年頃, エビデンスに基づくデータ収集・分析期), 第4期 (2015年頃~, 教育モニタリングの総合戦略改訂後), の4期に区分している。

2006年にKMKは「教育モニタリングの総合戦略」を決定し, (1) 国際学力比較調査 (PISA, PIRLS/IGLU, TIMSS), (2) 教育スタンダードの検証と改訂, (3) 学校レベルにおける質保障のための手続き, (4) 教育報告書の作成, を提示している。この「総合戦略」がその後のドイツ教育政策を方向付けている。

表2 ドイツにおける教育改革の流れ

年	月日	事 項
1997	1024	KMK (常設各州文部大臣会議) :PISA2000調査に参加決定 (コンスタンツ協定) ←TIMSS調査結果
2001	1204	PISA2000結果公表 (KMK, BMBF 「PISAショック」)
2001	1205/06	KMK 7つの行動プログラム
2002	0110	教育フォーラム:最終報告書報告会
2002	0301	KMK:教育報告書の作成決定 教育フォーラムの影響による
2003	0801	「教育報告書」(第1刷) (KMKの委託)
2003	1204	KMKが教育スタンダード作成

2004	0616	連邦と各州が共同で教育報告書を作成することを決定
2004	1202	KMKの改革。教育スタンダード, 教育モニタリング, 教育報告書作成といった学校の質的開発における概念的活動
2004	1202	IQB設置。初代所長Olaf Köller
2005	1122	第1次メルケル政権発足（当初CDU/SPD, 2009年CDU/FDP, 2013年CDU/SPD, 2018年CDU/SPD-2021年）
2006	0602	「教育報告書」公表（KMK, BMBF共同委託）
2006	0602	KMK教育モニタリングのための総合戦略決定
2007	0521	BMBF, KMK教育制度比較調査における行政協定。BMBF教育調査研究大綱計画（2007-2019年で1億8300万€拠出）
2010	1000	ZIB設立。BMBFとKMKが共同。PISA調査実施と評価。
2015	0611	KMK教育モニタリングのための総合戦略改訂
2018	0207	CDU/CSU, SPD連立協約（「国家教育審議会」を提案）
2020	1015	学校制度協定, SWK（常設学術委員会）行政協定
2021	1124	SPD, FDP, 緑の党連立協約（「教育頂上会議」を提案）
2023	0314	BMBF, 教育頂上会議を開催。14州の教育大臣参加せず

（出典）筆者作成

連邦が「総合戦略」で関与・支援するのは、基本的に（1）と（4）である。ドイツ基本法も2006年に改正され、連邦の教育権限は教育調査についての競合的関与に限定された（学術研究等は継続、拡充された）。一方で教育計画についての権限は削除された（坂野2022）。

2007年に連邦教育研究省と諸州は、ドイツ基本法第91b条による行政協定を結び、教育制度国際比較学力の研究実施方法を告示した<sup>3)</sup>。これ以降、連邦教育研究省は教育調査研究の充実を進めていった。

## 2-2 教育政策を検証する根拠

2000年代に入り、教育政策を検証するための基本的材料（根拠）を作成する必要性が生じていく。2003年の『教育報告書（第1刷）』は、当時あった限定された根拠を取りまとめたものである。PISA, TIMSS, IGLUといった国際比較学力調査、国内比較学力調査（後の教育トレンド調査）、VERA（第3,8学年の原則悉皆調査）といった学力調査（+アンケート調査）に加え、どのような根拠があり、どのような根拠が必要なのが検討された。

根拠となる主な調査等は、以下のものである（坂野2022）。

- ①国際学力調査。具体的にはIGLU (PIRLS), TIMSS, PISA。これらはOECDやIEA等が主催する調査である。
- ②教育スタンダードとその検証としての「教育トレンド」調査。教育スタンダードは、まず第

10学年が2003年（ドイツ語，数学，外国語）及び2004年（ドイツ語，数学，外国語）に作成され，次いで第4学年（ドイツ語，算数）と第9学年（ドイツ語，数学，外国語）の教育スタンダードが2004年に作成されていた。ギムナジウム修了時のアビトゥア試験に関するスタンダードも2012年（ドイツ語，数学，外国語）及び2020年（生物，化学，物理）に作成された。各州はこれを州学習指導要領に反映させることとなっていた。その達成状況を調査するために，IQBが州間比較調査研究を開発，実施することとなった。これが教育トレンド調査（抽出，原則5年サイクル）である。

- ③個別の学校の成績を州全体で検証するための比較テストについて。各州はすでに国際学力調査及び州間比較調査に付随して，個別学校の評価を様々な学年で実施してきた。こうしたテストは将来的にKMKの教育スタンダードに合わせたものとする。各州はその際，互いに連携を強化する。これがVERAとして第3,8学年を中心に原則悉皆で実施されてきた。ただし，近年は参加しない州もある。
- ④連邦と州共同の「教育報告書」。連邦と州共同の「教育報告書」は，2006年に公表され，以降，2年毎に作成されている。「教育報告書」は，教育プロセスの枠組み条件，結果，成果についての継続的で基本的な情報を提供するとともに，政策決定のための良き基盤である。作成主体は研究者グループでDIPFが取りまとめを担っている。

### 2-3 教育政策を検証するための組織

教育政策の検証をだれが何をどのように行うのか。「総合戦略」の（1）国際比較学力調査として，PISA調査を例にみてみよう。PISA調査は，OECDが実施しているが，ドイツにおける結果の分析等は，2012年調査以降は国際教育研究センター（ZIB）が責任を負っている。

ZIB（Das Zentrum für internationale Bildungsvergleichsstudien e.V.）は，2010年10月に設立が決定された。ZIBはBMBFとKMKが国際教育研究を実施し，ドイツの教育質向上に貢献することに資することを目的としている。ZIBを構成しているのは，①ミュンヘン工科大学（TUM），②ドイツ国際教育研究所（DIPF，フランクフルト，ベルリン），③ライプニッツ理科数学教育研究所（IPN，キール）の連合体である（KMK: Zentrum für internationale Bildungsvergleichsstudien (ZIB)）。PISA2012年調査以降の実施や分析を行っている。

ZIBはミュンヘン工科大学（TUM）の附置機関として設置されている。同時にライプニッツ協会「教育ポテンシャル（Bildungspotenziale）」の加入団体である。TUMでこの業務を行っているのは，現在の社会科学技術学部（School of Social Sciences and Technology）である<sup>4)</sup>。

「総合戦略」の（2）教育スタンダードは，KMKが主体となって，2003年，2004年および2012年に各学校終了段階における水準を作成した。各州はこれに準拠して学習指導要領を改訂していった。教育スタンダードの検証を実施する組織として，IQB（教育制度における質的開発研究所，Institut zur Qualitätsentwicklung im Bildungswesen）が2004年にベルリン大学の

附置機関として設置された。IQBは、教育スタンダードに即した学校修了試験の問題作成、州間比較調査の問題作成（総合戦略の（3））等を行っている。（4）教育報告書の作成は、ドイツ国際教育研究所の研究者を中心とした研究者グループが行っている。以上のように、教育政策の検証を、教育研究者のグループが実施してきた。

表3-1 教育調査関係組織①

組織名		設置年	業務等	所在
FDZ ZIB	IQB	2004	当初は期限付き。2006年に無期限の機関に。 ・教育スタンダードの開発 ・VERA ・アビトゥア試験問題 ・教育トレンド調査 ・TBA ・FDZ	ベルリン・フンボルト大学附置
	TUM社会科学技術学部	2009	PISA調査のデータ分析	ミュンヘン
	DIPF（ドイツ国際教育研究所）	1951	教育報告書のとりまとめ、PISA調査データ分析参加	フランクフルト、ベルリン
	IPN（理科数学教育研究所）	1966	1995TIMSS、1997ライプニッツ協会発足時加入。PISA2003報告書。NEPS.	キール

表3-2 教育調査関係組織②

組織名	設置年	業務等	所在
ZIB	2011	TUM、DIPF、IPNが参加	ミュンヘン
FDZ	2007(2011)	IQBとZIBのデータ連合。BMBFとKMKが出資。	ベルリン

（出典）各組織のweb等から筆者作成

加えて、ZIBとIQBは、共同で研究データセンター（FDZ, Das Forschungsdatenzentrum）を運営している。これは連邦教育研究省（BMBF）が2007年にIQB内に設置し、2011年にTUMと共同のZIBへと拡充された<sup>5)</sup>。FDZは、PISA、IGLU、IQB教育トレンド調査等の教育調査を通じて、教育の長期的な大規模データを集積している。

更に2013年には教育研究データ連合（Verbund Forschungsdaten Bildung (VerbundFDB)）が組織された。当初はDIPF、GESIS、IQBが連邦教育研究省の支援を受けた教育の量的調査研究データを蓄積し、活用することを目的としていた。2016年には教育研究データ一般に対象が拡大された。2019年からは継続的にデータを蓄積・活用することが目指された。2022年からは恒常的に予算を確保できるようになった<sup>6)</sup>。

以上のように、教育政策の検証には連邦統計局、各州教育統計局等のデータを基として、いくつもの研究者グループが行ってきた。教育データを集積するために、FDZが設置された。FDBの設置により、教育のビッグデータを作成するシステムが構築されつつある。

### 3 提言組織としてのSWK（常設学術委員会）の設置

教育政策の検証を実施すると、その結果を次の教育政策の立案に活かすことが必要になる。KMKは、2020年10月15日にSWKを設置することを決定した。設置の根拠は、学校制度協定第9条に基づき、行政協定により規定されている。このKMK決議による行政協定が成立した経緯を整理していく。

このSWKを設置する議論の発端は、2018年2月の第4次メルケル連立政権の連立協約、更には連邦議会選挙に向けたSPDの選挙公約にあったのである。

#### 3-1 「PISAショック」以降の教育政策動向

2017年9月24日の連邦議会選挙において、政権パートナーであったSPD（ドイツ社会民主党）は、教育改善のためにドイツ基本法改正を含む「国家教育連合体(Nationale Bildungsallianz)」を提唱した<sup>7)</sup>。これは2007年に廃止されたBLK（連邦・諸州・教育計画研究促進委員会）のように、連邦が教育政策に直接関与していくことを意味していると考えられる。

SPDの選挙公約第2章「もっと家族に、最善の学校に、そして良いケアのための時」の第6項「最善の学校」において、国家教育連合体について以下のように述べている。

どこで学ぶのかは重要ではない。学校は光り輝かなければならない。建物も、そして施設も。そして我々は最善の教員が必要である。このため我々は「国家教育連合体」にすべての力を結集したい。教育は連邦、諸州、各自治体の共同責任である。我々は第一段階として、基本法の新第104c条によって、（教育連帯の）共同禁止を廃止する。連邦は財政の弱い自治体に対して、就学前施設（Kitas）、学校、学童保育所、職業学校といった教育施設について直接投資することができるべきである。そこからさらに、我々は共同禁止の完全な廃止を望む。ために連邦が教育をよりよくすることを助けられるべきことは重要である。

この内容からすると、SPDは連邦が教育施設に直接投資すること、つまり財政の弱い自治体が教育投資を行わ（え）ない場合に、連邦が介入することを可能にしようとしている。これは（1）諸州の教育投資への補助を促すという意図とともに、（2）連邦の資金が直接自治体に入る形になることとなり、財政力のある自治体、あるいは州からすると、他の自治体や州のために税金が投入されることを意味すると解釈することができる。



### 3-2 連邦議会選挙結果と連立協約の「国家教育審議会」

2017年9月24日の連邦議会選挙の結果、メルケルが率いるキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）は第1党となった。選挙結果は以下の通りである。

表4 2017年9月24日の連邦議会選挙結果

政党	CDU/CSU	SPD	AfD	FDP	Die Linke	Grünen	計
議席数	246	153	94	80	69	67	709

(出典) [https://www.bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2017/34\\_17\\_endgueltiges\\_ergebnis.html](https://www.bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2017/34_17_endgueltiges_ergebnis.html) (最終確認20230512)

CDU/CSUは自由民主党（FDP）、緑の党との連立による3党連立政権を模索したが、合意に達しなかった。その後連邦大統領の斡旋等もあり、CDU/CSUは第2党となったSPDと再度連立を組むことを模索することとなった。その結果、2018年2月7日にCDU/CSU及びSPDは連立協約<sup>8)</sup>に合意し、第4次メルケル政権（2018-2021年）が発足することとなった。教育について、連立協約は以下のように整理している（1130-1140）。

「我々はドイツの教育機会を連邦と各州が共同の責任を負うことで改善したい。そのために我々は学術審議会のモデルに従い、国家教育審議会(der Nationaler Bildungsrat)を設置したい。国家教育審議会は、経験的な教育研究及び学術研究に基づいて、教育制度の一層の透明性、質、比較可能性を提案し、教育制度の将来の目標と発展を理解し、すべての教育段階にわたって関係する政策諸レベルの協働を促進することに貢献するべきである。国家教育審議会の委員、編成、制度的関係性及び費用負担については連邦と各州が協働で決定する。」

この連立協約を方針として、第4次メルケル政権（CDU/CSUとSPDの連立政権）が2018年3月14日に発足した。連邦議会選挙から5カ月以上が経過していた。

### 3-3 「国家教育審議会」から「SWK」へ

それでは、「国家教育審議会」はどのような組織体として構想されたのであろうか。SPD系のシンクタンクであるフリードリヒ・エーベルト財団（Friedrich-Ebert-Stiftung）は、2018年5月23日に国家教育審議会についての討論会を開催した。そこ国家教育審議会の目的、権限、形態が議論された<sup>9)</sup>。そこでダウブナー（Daubner, L.）及びユングキャンプ（Jungkamp, B.）が提案した国家教育審議会は、以下のような構想であった<sup>10)</sup>。①国家教育審議会は、就学前教育から継続教育まで幅広い教育対象を扱う。②国家教育審議会は諸州間、諸州と連邦の議論の場を提供する。③国家教育審議会は既存の知識を連結させるとともに、発展の展望を提示する。④国家教育審議会は諸州の文化高権を制限すべきではないし、制限できない。⑤国家教育審議会は決定組織体ではなく、勧告を行うべきである。こうした点からみると、国家教育審議会は、

諸州の教育権限を脅かすものではなく、勧告を行う組織体として構想されていたことが理解できる。

第4次メルケル政権のカルリツェック（Anja Karliczek（CDU所属））連邦教育研究大臣は、国家教育審議会のために活動を開始する。2018年5月から機会がある際には国家教育審議会に触れるようになった。同年6月15日には、KMKと教育のデジタル化と国家教育審議会について、議論を深めることに合意している。しかしその後の進展はあまりなく、2019年10月17/18日のKMK会議では、KMKとBMBFの国家教育審議会の共同文書案に合意できなかった<sup>11)</sup>。2019年11月には、BW州及びBY州の首相が国家教育審議会からの離脱を表明する。こうした経緯から、諸州は連邦が関与した助言機関について警戒感があったことが理解できる。ここに国家教育審議会構想は挫折することとなった。

2019年12月5日、KMKは国家教育審議会に代わり、教育学術協議会（Bildungsrat/ Wissenschaftlicher Beirat）を独自の助言組織（ein eigenes Beratungsgremium）として設置することで合意した<sup>12)</sup>。これによって、連立協約であった国家教育審議会は、各州への助言機関となるように修正された。KMKはその後協議を進め、2020年10月15日にSWKを設立する協定案を決定する。

以上のように、国家教育審議会は、SPDが2017年の連邦議会選挙に掲げた公約に原型がある。選挙の結果、CDU/CSUとSPDが引き続き連立政権を担うこととなった。その連立協約に国家教育審議会が採り入れられた。しかし教育報告書や教育スタンダード作成の時にも論じられたように、教育に関する主権は諸州になり、連邦が競合することを諸州は望んでいないようにみえる。そのため、BW州、BY州、後にHE州等が国家教育審議会からの離脱を表明するに至った。その結果、KMKが助言機能を持つ組織として、SWKという枠組みを計画していくこととなった。

## 4 SWKの成立と活動

### 4-1 SWKの設置

2019年10月のKMK、BMBFの国家教育審議会構想が不一致となってから1年後の2020年10月15日、KMKは2つの協定を決議する。

- (1) 学校制度の共通基本構造及び中心的教育政策問題における国家共同責任に関する諸州間協定<sup>13)</sup>（以下「学校制度協定」と略）
- (2) KMK常設学術委員会設置のためのドイツ諸州間行政協定<sup>14)</sup>（以下「SWK行政協定」と略）

(1)はドイツ諸州の学校教育等の基本的枠組みを規定するものである。この学校制度協定は、1964年の締結されたハンブルク協定に替わる協定となる（第44条）。同協定の「第2章 学校制度の共通性」の「第1節 質保障」の「第9条KMK常設学術委員会（SWK）」において位置

づけられている。(2)の行政協定は、SWKの責務と目標等を規定している。

諸州はSWKを設置すること（学校制度協定第9条第1項）、設置の責務は教育制度及びそれに関する諸要求、特に質保障と質的改善、教育制度の比較可能性の改善、関連する教育諸課題において諸州の中長期的戦略の開発について、諸州に助言することである（同第2項）。SWKは、まずは期間限定で設置され、設置の継続はその後の評価に基づいて決定されることとなった。

表5 SWK設置の経緯

年	月日	事項
2020	1015	学校制度の共通基本構造及び中心的教育政策問題における各州の国家共同の責任に関する諸州間協定（学校制度協定）
2020	1015	KMK常設学術委員会設置のためのドイツ諸州間行政協定
2020	1211	KMK, SWK招請委員会を招集
2021	0209	16州首相の署名により、学校制度協定発効
2021	0211	行政協定発効。SWK設置確定。
2021	0506	SWK委員を招集
2021	0528	SWK執行部を選出

（出典）KMKwebを中心に筆者作成

## 4-2 SWKの委員

### (1) 委員選定の概要

SWKは、16人の委員で構成される（SWK行政協定第16項）。このうち、4人は指定の職にある者である（SWK行政協定第17項）。この他の12人は、招請委員会により任命される。

指定職委員の指定職とは、①ドイツ基本法91b条にいう連邦及び諸州の協働に関する行政協定告示（2007年）に基づく「教育制度国際比較調査成績調査」部会学術部会の代表、②IQBの学術的長、③「教育報告書」作成チームの代表、④国際教育比較調査センター代表、である。彼（女）らはドイツ及び国際的教育研究の卓越した専門家である。

この他の12人は、招請委員会により任命される。委員の任期は3年であり、再選が可能である（SWK行政協定18項）。委員は学術的に独立しており、領域を超えた視点を持つ者とされる。KMKにより事前に規定された客観的な選抜手続きによって任命される。任命予定の委員は、招請委員会により提案される。招請委員会は、KMKによって設置され、5人の招請委員で構成される。

### (2) SWK委員の選定経過

2020年12月11日、招請委員会（Findungskommission für Ständige wissenschaftliche Kom-

mission) が招集された。招請委員会委員は次の5人である (表6)。

この招請委員会委員は、研究者3名と行政関係者2名で構成されている。こうした人選によって、研究と行政とのバランスを取るよう考慮されていると考えられる。

表6 SWK招請委員会委員

名前	所属	研究領域, 主な経歴等
Prof. Dr. Manfred Prenzel (1952年生)	元ミュンヘン工科大学 (座長)	教育社会学。PISA調査研究。教員の能力研究等の長期的研究に参画。元IPN所属。
Prof. Dr. Elsbeth Stern (1957年生)	スイス・チューリヒ連邦工科大学	認知心理学。幼児教育研究。元MPI(心理学, 教育学) 研究員。
Prof. Dr. Dieter Euler (1952年生)	スイス・ザクト・ガレン大学	経済教育学。「教育報告書」作成委員。元BIBB学術委員会委員長。
Cornelia Quennet-Thielen (1957年生)	元連邦教育科学省次官	法律家。連邦大統領府職員, BMBF次官。
Dr. Michael Voges (1952年生)	元ハンブルク市教育省参事官	哲学博士。大学助手。ハンブルク市行政職員。HH教育省, 社会省, 財務省等参事官。

(出典) KMK資料 (KMK beruft Findungskommission für Ständige wissenschaftliche Kommission. 11.12.2020) 等を基に筆者作成

招請委員会は、2021年6月10/11日のKMK会議でSWK委員を推薦し、KMKはこれを承認した。委員の概要は「表7」に整理した。

表7 SWK委員 (2023年3月現在)

名前	所属	経歴, 研究領域等
委員長		
Prof. Dr. Olaf Köller	IPN代表, キール大学	IQB設立時の所長, IPN代表 教育心理学, 教育モニタリング
Prof. Dr. Felicitas Thiel	ベルリン自由大学	ZfEW元編集代表, 教育システムの評価研究, 授業研究, ZfB理事 (2016-)
委員		
Prof. Dr. Isabell van Ackeren-Mindl	デュイスブルク・エッセン大学	教育ガバナンス, IQB評価委員 (2015-)
Prof. Dr. Yvonne Anders	バンベルク大学	幼児教育, ドイツ・ベルリン経済研究所研究教授 (2012-), ライプニツ教育経路研究所研究委員 (2020-)
Prof. Dr. Michael Becker-Mrotzek	ケルン大学	言語教育, 言語支援, 連邦・諸州言葉と文字による教育イニシャチブ (BiSS) 運営組織代表 (2013-)
Prof. Dr. Ulrike Cress	チュービンゲン大学	心理学, 知の構成, コンピュータ学習, IWM (ライプニツ協会学術メディア研究所) 所長

Prof. Dr. Claudia Diehl	コンスタンツ大学	ミクロ社会学, 移民統合 卓越クラスター「不平等の政治的次元」共同代表 (2019-)
Prof. Dr. Thilo Kleickmann	キール大学	学校教育, 教授学, 元IPN, TIMSS 調査委員 (2011, 2015)
Prof. Dr. Birgit Lütje-Klose	ビーレフェルト大学	特別支援教育, 連邦プロジェクト包摂分離教育研究 (2012-)
Prof. Dr. Susanne Prediger	ドルトムント大学, IPN ライプニツ協会理科数学教育研究所附属数学教師教育センター所長	数学教育, BMBF 教育研究大綱プログラム随伴委員会委員 (2016-2020)
Prof. Dr. Susan Seeber	ゲッティンゲン大学	経済教育学及び人材開発, 「教育報告書」作成協力者 (2006-10)
Prof. Dr. Birgit Ziegler	ダルムシュタット大学	職業教育学 MINTplus2 プロジェクト長 (BMBF 助成, 教師教育)
常任委員		
Prof. Dr. Doris Lewalter	ミュンヘン工科大学④	学習動機付け, 国際教育比較調査センター Zentrum für internationale Bildungsvergleichsstudien (ZIB) 所長 (2021-)
Prof. Dr. Kai Maaz	ドイツ国際教育研究所 (DIPF) (ライプニツ協会) ③	教育社会学, 教育報告書作成 DIPF, 国家教育パネル Nationales Bildungspanel 部会長 (2018-)
Prof. Dr. Christian Reintjes	オスナブリュック大学 ①	教師教育 DEISEL vom BMBF
Prof. Dr. Petra Stanat	IQB: フンボルト大学 ②	心理学, 移民研究
元常任委員		
Prof. Dr. Harm Kuper	ベルリン自由大学①	成人教育

(出典) KMK Ständige Wissenschaftliche Kommission Mitglieder (<https://www.kmk.org/kmk/staendige-wissenschaftliche-kommission/mitglieder.html>) 等を基に筆者作成 (2023/05/18最終確認)

選出された委員は、すでに連邦や諸州の教育政策の量的調査研究等に関わっている者が多い。4人の指定職による委員は、上述したようにPISA調査のデータ分析、IQB、「教育報告書」の作成等を行っている組織の中心的人物である。量的調査研究を重視した人選となっていることは明らかである。「根拠に基づいた」教育政策の実現が図られているといえよう。

#### 4-3 公表した見解・鑑定書等

SWKの委員が正式に任命されたのは2021年5月であるが、翌6月にはすでに最初の見解「パンデミー下の学習の穴をふさぐ」を公表している。公表された見解等は2023年12月時点で8つである。このうち、教育のデジタル化についての内容が2つある(表8参照)。

表8 SWKの公表した見解・鑑定書等

年月日	事項
2021.06.11	見解「パンデミー下の学習の穴をふさぐ」
2021.10.07	KMK戦略発展のための見解「デジタル世界の教育」
2022.03.29	見解「ウクライナからの避難民の子ども・青少年を保育所及び学校に早急な統合の支援」
2022.05.10	意見喚起文書「教育領域における支援プログラムのモニタリング及び評価方針の発展」
2022.09.19	鑑定書「教育システムのデジタル化：保育所から大学までの行動勧告」
2022.12.09	鑑定書「基盤コンピテンシーを伝達する—教育機会を保障する。基礎学校の展望」
2023.01.27	見解「現下の教員不足状況に対する勧告」
2023.12.18	鑑定書「質の高い授業のための教員獲得及び教師教育」

(出典) KMK web を基に筆者作成

こうした見解等を実施していくのは州である。見解等に強制力はなく、諸州がこれらの見解等を参考にしながら独自に教育政策を進めていくことになる。何を、どの程度、何時から実施するのかは、州に委ねられている。

## 5 まとめ

### 5-1 根拠に基づいた教育政策体制づくり

1997年の「TIMSSショック」、そして2001年の「PISAショック」以降、ドイツにおいて根拠に基づいた教育政策の検証の必要性が認識されるようになった。

2003年にKMKの委託による「教育報告書」の試作版が、2006年以降は隔年でKMKとBMBFの委託による「教育報告書」が作成されるようになった。記述はデータに基づいた内容が中心となっている。2006年にKMKは「教育モニタリングのための総合戦略」を策定し、教育政策を量的調査によるデータに基づいて検証していく方針を示した。2015年に「総合戦略」の一部改訂が行われた。

「PISAショック」以降、データを作成するためのシステム構築が進められた。IQB (KMKが2004年に設置)、ZIB (BMBFとKMKが共同で2010年に設置)、DIPF、IPN等の量的調査への参加、ZIBとIQB共同のFDZ設置(2011年に共同化)、更に教育研究データ連合(FDB, 2013年)と、教育データの蓄積体制が整えられていった。

こうしたデータ調査の基となるのは、PISA、TIMSS、IGLUといった国際比較学力調査に加え、ドイツ国内の学力調査(VERA)や州間比較調査である教育トレンド調査等の調査である。この他に連邦及び諸州の統計局に集められたデータもある。これらのデータが整理され、「教育報告書」の内容を構成している。

## 5-2 根拠を分析し、提言するSWKの意義

2017年連邦議会選挙後の第4次メルケル政権の連立協約（2018年）において、国家教育審議会が提示された。これは教育政策に連邦が関与（協働）する内容であったため、諸州から反対が起り、挫折した（2019年10月）。これを受けて、KMKは助言機関の設置を検討し、2020年10月にSWKに関する協定を承認した。SWKの設置は2021年2月に諸州の承認を得た。

SWKの委員は、指定職4人と選考12人の16人で構成される。委員の招請委員会は、研究者3人と教育行政関係者2名で構成されている。SWKの委員は、これまで教育政策のエビデンス作成に関与してきた者が中心となっている。

SWKはエビデンスの総合化し、諸州への提言を目指している。SWKは「教育報告書」のデータ作成や分析、国際比較教育調査のデータ作成や分析、等の諸データを総合して見解・鑑定書を公表している。

教育政策立案者への示唆・裁量—教育政策の立案・実施主体である各州は、強制ではない形で、教育政策決定への示唆をえることができる。

## 5-3 連邦と諸州の教育権限—残された課題—

諸州の教育政策における決定権は留保されている。その結果、州毎に異なる教育政策が保障されることになると同時に、州間の相違が固定化される可能性もある。

2021年9月26日に連邦議会選挙が実施された。結果は、表9のようにCDU/CSUの得票率が低下し、SPDが第一党となった。

表9 2021年連邦議会選挙後の議席数

政党	SPD	CDU/CSU	緑の党	FDP	AfD	左派党	SSW
議席数	206	197	118	92	83	39	1

(出典) Bundestagswahlleiterin: Bundestagswahl 2021: Endgültiges Ergebnis ([https://www.bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2021/52\\_21\\_endgueltiges-ergebnis.html](https://www.bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2021/52_21_endgueltiges-ergebnis.html) 最終確認20230531)に基づき筆者作成。

今回は2カ月後の2021年11月24日に、SPD、緑の党及びFDPの3党連立政権（信号連合）の連立協約<sup>15)</sup>が成立し、同年12月8日にシヨルツ連立政権が発足した<sup>16)</sup>。主な項目は7項目に整理されているが、教育関連の「子どもたちの機会、しっかりした家族、生涯にわたる最善の教育」は4番目である。この中で、「学校設置者の地域での改革力、諸州の文化高権、連邦の支援能力のために、連邦は新たな強化で一致し、新たな教育協働の文化を根付かせたい」としている（連立協約94頁）。このために「教育頂上会議（Bildungsgipfel）」を招集することを掲げている。教育頂上会議は、連邦、諸州、自治体、学術及び市民社会が、新たな協働形態と共通に求める教育目標を理解することを目指している（同）。

新たに連邦教育研究大臣となったシュタルク・ヴァツィンガー (Bettina Stark-Watzinger, FDP) は、2023年3月14/15日に「教育機会 (Chance Bildung)」をスローガンとして教育頂上会議 (Bildungsgipfel) を開催した<sup>17)</sup>。この会議で連邦教育研究大臣は、教育調査研究に基づいた教育政策を強調した。しかし16州のうち、州教育大臣が参加したのはベルリン市 (SPD) 及びハンブルク市 (SPD) の2州のみで、その他14州 (SPDが州首相の州を含む) は参加しなかった。原因は日程調整が不十分だったとの見方もあるが、教育頂上会議の内容や開催方法 (例: 連邦と諸州関係者の議論時間が少ない、連邦宰相の不参加等) についても不満があったようである<sup>18)</sup>。

根拠に基づいた教育政策には関係者が合意しているものの、具体的な実施方法については、連邦制による権限主体の問題が障害となっていることが改めて浮き彫りとなっている。

## おわりに

以上のように、ドイツにおける近年の教育政策を巡る動向は政党間による政策の相違があること、そのことが州により与党が異なることによって教育政策の相違を生むこととなっている。それを連邦主導で調整していくのか、州間の合意が中心なのかという相違を生んでいる。第4次メルケル連立政権時に生まれたSWKは、根拠に基づいた教育政策を提言する組織として、また、政治から中立的な組織として構想され、設置されたのであるが、同時に、その提言を立案、実施といった過程に落とし込むのは諸州に委ねられている。このため、提言が実現される具体的な手立てはなく、強制力を持たない。政権交代後の2023年に開催された教育頂上会議は、連邦制国家における教育政策の共通性を確保することの難しさを示している。

一方、日本では教育政策について提言を行う組織体として中央教育審議会が設置されている。文部科学大臣の諮問に応じて調査審議し、意見を述べる (文部科学省組織令第76条)。近年は情報開示が進み、会議に提示された多くの資料が公開されているが、そこでは多くの調査研究結果が示されている。ただし、その調査研究を体系的に実施するための組織は、まだ十分とはいえないようである。また、中央教育審議会の委員は学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する (中央教育審議会令第2条)。文部科学大臣が任命するため、ドイツのSWKのような政治的中立性は必ずしも確保されない可能性がある。このことは、中教審が政策の実施を確実にしていく役割に寄与しているということと裏返しでもある。調査研究による検証とその立案への反映をどのように行っていくのか、今後も注視していくことが必要である。

## 附記

本発表はJSPS19K02435 (代表: 坂野慎二) の研究成果の一部である。



## 注

- 1) 国立教育政策研究所教育データサイエンスセンター ([https://www.nier.go.jp/04\\_kenkyu\\_annai/div12-data-sci.html](https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div12-data-sci.html))
- 2) BMBF: Die Dienstsitze in Bonn und Berlin ([https://www.bmbf.de/bmbf/de/ueber-uns/das-bundesministerium-in-bonn-und-berlin/das-bundesministerium-in-bonn-und-berlin\\_node.html](https://www.bmbf.de/bmbf/de/ueber-uns/das-bundesministerium-in-bonn-und-berlin/das-bundesministerium-in-bonn-und-berlin_node.html)) 等を参考。
- 3) Bundesanzeiger Nr. 106 vom 13. Juni 2007 (S. 5861)
- 4) Das ZIB (<https://www.zib.education/das-zib/>)
- 5) Forschungsdatenzentrum am IQB (<https://www.iqb.hu-berlin.de/fdz>)
- 6) Über den Verbund FDB (<https://www.forschungsdaten-bildung.de/ueber-uns>)
- 7) SPD (2017) Es ist Zeit für mehr Gerechtigkeit: Zukunft sichern, Europa stärken. Das Regierungsprogramm 2017 bis 2021. S.13.
- 8) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD.
- 9) FES: Der Nationale Bildungsrat - Ziele, Kompetenzen und Ausgestaltung (<https://www.fes.de/e/der-nationale-bildungsrat-ziele-kompetenzen-und-ausgestaltung/>)
- 10) Daubner, L./ Jungkamp, B. (2018) Der Nationale Bildungsrat – Ziele, Kompetenzen und Ausgestaltung. (<https://library.fes.de/pdf-files/studienfoerderung/14532.pdf>)
- 11) Deutscher Bundestag: Drucksache 19/15716 (<https://dserver.bundestag.de/btd/19/157/1915716.pdf>)
- 12) Süddeutsche Zeitung: Länder beschließen eigenen Bildungsrat ohne den Bund. 5. Dezember 2019. (<https://www.sueddeutsche.de/bildung/bildungsrat-laender-bund-1.4712539>)
- 13) Ländervereinbarung über die gemeinsame Grundstruktur des Schulwesens und die gesamtstaatliche Verantwortung der Länder in zentralen bildungspolitischen Fragen mit Beschluss der KMK vom 15.10.2020. In Kraft getreten am 09.02.2021
- 14) Verwaltungsvereinbarung zwischen den Ländern in der Bundesrepublik Deutschland zur Einrichtung einer Ständigen wissenschaftlichen Kommission der Kultusministerkonferenz (Beschluss der KMK vom 15.10.2020) In Kraft getreten am 11.02.2021
- 15) Mehr Fortschritt wagen. Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit. Koalitionsvertrag 2021 – 2025 zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD), BÜNDNIS 90 / DIE GRÜNEN und den Freien Demokraten (FDP). (<https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/gesetzesvorhaben/koalitionsvertrag-2021-1990800>)
- 16) Bundeskanzleramt: Olaf Scholz übernimmt Amtsgeschäfte. 8. Dezember 2021. (<https://www.bundesregierung.de/>)
- 17) BMBF: Bildungsgipfel 2023: Chance Bildung (<https://www.bmbf.de/bmbf/shareddocs/veranstaltungen/2023/bildungsgipfel-2023.htm>)
- 18) ZDF: Warum 14 Länder den Bildungsgipfel schwänzen. 14.03.2023. (<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/bildungsgipfel-schule-stark-watzinger-100.html>)

## 参考文献等

- 今井康雄「教育にとってエビデンスとは何か—エビデンス批判をこえて—」日本教育学会『教育学研究』第82巻第2号 2015年, 188-201
- 岩崎久美子「教育研究エビデンスの課題—知識社会における産出・普及・活用—」『国立教育政策研

- 究所紀要』第140集 2011年, 95-112
- 遠藤孝夫『管理から自律へー戦後ドイツの学校改革ー』勁草書房, 2004年
- 大槻達也他『教育研究とエビデンス ー国際的動向と日本の現状と課題』明石書店, 2012年
- 小野方資「教育政策形成における『エビデンス』と政治」日本教育学会『教育学研究』第82巻第2号  
2015年, 241-252
- OECD教育研究革新センター(岩崎ら訳)『教育とエビデンスー研究と政策の協同に向けて』明石書店,  
2009年
- 国立教育政策研究所編『教育研究とエビデンス』明石書店, 2012年
- 坂野慎二「エビデンスに基づく教育政策の検証ードイツと日本の比較からー」玉川大学教育学部紀要  
『論叢』第21号 2021, 2022年, 13-34 ([https://tamagawa.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1459&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://tamagawa.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1459&item_no=1&page_id=13&block_id=21))
- 坂野慎二『統一ドイツ教育の多様性と質保証』東信堂, 2017年
- 坂野慎二『戦後ドイツの中等教育制度研究』風間書房, 2000年
- 杉田浩崇・熊井将太編『「エビデンスに基づく教育」の闕を探るー教育学における規範と事実をめぐって』春風社, 2019年
- 杉谷和哉「日本における『エビデンスに基づく政策形成』の取組みー『EBPM三本の矢』を中心にー」  
京都大学『社会システム研究』第24号 2021年, 87-108
- 津田広和・岡崎康平「米国における Evidence-based Policymaking (EBPM) の動向」RIETI『Policy  
Discussion Paper Series 18-P-016』, 2018年
- ブリッジ, D., スメイヤー, P., スミス, R. (柘植・葉養・加治佐編訳)『エビデンスに基づく教育政策』  
勁草書房, 2013年
- 山田 治 徳 (2019)「EBPMー 証 拠 に 基 づ く 政 策 立 案 」([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000661101.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000661101.pdf) 最終確認20230531)
- Ackeren, I.v./ Hovestadt, G.(2003) Indikatorisierung der Empfehlungen des Forum Bildung.  
(Bildungsreform Band 4) BMBF.
- Altrichter, H./ Merki, K.-M. (Hrsg.) (2016) Handbuch Neue Steuerung im Schulsystem. (2.Aufl.)  
Springer VS, Wiesbaden.
- Altrichter, H./ Merki, K.-M. (Hrsg.) (2010) Handbuch Neue Steuerung im Schulsystem. VS Verlag für  
Sozialwissenschaften, Wiesbaden.
- Altrichter, H. Brüsemeister, T. Wissinger, J.(Hrsg.) (2007) Educational governance.  
Handlungskoordination und Steuerung im Bildungssystem. VS Verlag für Sozialwissenschaften,  
Wiesbaden.
- Arbeitsstab Forum Bildung(2001) Empfehlungen des Forum Bildung.
- Avenarius, H.u.a.(2003) Bildungsbericht für Deutschland. Erste Befunde. Leske + Budrich, Opladen.
- Baethge, M./ Buss, K.-P./ Lanfer, C. (2003) Konzeptionelle Grundlagen für einen Nationalen  
Bildungsbericht – Berufliche Bildung und Weiterbildung/Lebenslanges Lernen. (Bildungsreform  
Band 7) [http://www.gesundheitsfoerdernde-hochschulen.de/Inhalte/G\\_Themen/G10\\_](http://www.gesundheitsfoerdernde-hochschulen.de/Inhalte/G_Themen/G10_Gesundheitspaedagogik/nationaler_bildungsbericht_bb_weiterbildung.pdf)  
Gesundheitspaedagogik/nationaler\_bildungsbericht\_bb\_weiterbildung.pdf
- Baumert, J./ Tillmann, K.-J.(Hrsg.)(2016) Empirische Bildungsforschung. Der kritische Blick und die  
Antwort auf die Kritiker. (Zeitschrift für Erziehungswissenschaft Sonderheft 31) Springer VS.
- Bellmann, J./ Weiss, M. (2009) Risiken und Nebenwirkungen Neuer Steuerung im Schulsystem.  
Theoretische Konzeptualisierung und Erklärungsmodelle. In: ZfP Jg.55 H.2. p.286-307.
- BMBF(Hrsg.)(2008) Wissen für Handeln – Forschungsstrategien für eine evidenzbasierte  
Bildungspolitik. Fachtagung im Rahmen der deutschen EU-Ratspräsidentschaft.  
(Bildungsforschung Band 25) Bonn.

- Bromme, Rainer; Prenzel, Manfred; Jäger, Michael (2016) Empirische Bildungsforschung und evidenzbasierte Bildungspolitik. Zum Zusammenhang von Wissenschaftskommunikation und Evidenzbasierung in der Bildungsforschung. In: Baumert(Hrsg.) 129–146. <https://doi.org/10.1007/s11618-016-0703-5>
- Döbert, H. (2007) Indikatorenkonzept und Beschreibung von Beispielindikatoren für eine regionale Bildungsberichterstattung. Bertelsmann Stiftung. [https://www.bildung.koeln.de/materialbibliothek/dokus/b\\_bericht08/indikatorenkonzept.pdf](https://www.bildung.koeln.de/materialbibliothek/dokus/b_bericht08/indikatorenkonzept.pdf)
- Döbert, H./Klieme, E. (2009) Indikatorengestützte Bildungsberichterstattung in: Tippelt, R. Schmidt, B. Handbuch Bildungsforschung Hier: (2010) (3.Aufl.) pp 317–336.
- Döbert, H./ Weishaupt, H. (Hrsg.) (2015) Bildungsmonitoring, Bildungsmanagement und Bildungssteuerung in Kommunen. Ein Handbuch. Waxmann, Münster.
- Fend, H. (1998) Qualität im Bildungswesen. Weinheim, Beltz.
- Fend, H./Winkel, R./Haenisch, H.(1989) Was ist eine gute Schule? Bergmann+Helbig.
- Hopkins, D. (1987) Improving the Quality of Schooling. Lessons from the OECD International School Improvement Project. The Falmer Press, London, New York and Philadelphia.
- Jun, U./ Grabow, K. (2008) Mehr Expertise in der deutschen Politik? Zur Übertragbarkeit des "Evidence-based policy approach ". Bertelsmann Stiftung, Guetersloh.
- Klieme, E./ Tippelt, R. (Hrsg.) (2008) Qualitätssicherung im Bildungswesen. ZfP 53. Beiheft. Beltz Verlag, Weinheim.
- KMK (2015) Gesamtstrategie der Kultusministerkonferenz zum Bildungsmonitoring. (11.06.2015) [https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/veroeffentlichungen\\_beschluesse/2015/2015\\_06\\_11-Gesamtstrategie-Bildungsmonitoring.pdf](https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/veroeffentlichungen_beschluesse/2015/2015_06_11-Gesamtstrategie-Bildungsmonitoring.pdf)
- KMK (2015) Von Daten zu Taten: KMK überarbeitet Strategie zur Beobachtung des Bildungssystems. <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/von-daten-zu-taten-kmk-ueberarbeitet-strategie-zur-beobachtung-des-bildungssystems.html>
- KMK (2006) Gesamtstrategie der Kultusministerkonferenz zum Bildungsmonitoring (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 02.06.2006)
- KMK/IQB (2006) Gesamtstrategie der Kultusministerkonferenz zum Bildungsmonitoring. Neuwied: Luchterhand.
- Köller, O. (Hrsg.) (2019) Das Bildungswesen in Deutschland. Bad Heilbrunn, Verlag Julius Klinhardt.
- Lange, U./ Rahn, S./ Seitter, W./ Körzel, R. (Hrsg.) (2009) Steuerungsprobleme im Bildungswesen. VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden.
- Metzeld, D. u.a. (2009) Warum sich der Aufwand lohnt. Der Beitrag von Vergleichsarbeiten zum kompetenzorientierten Unterrichten. In: Grundschulunterricht Deutsch 2/2009. 4–8.
- NEPS (2020) 10 Jahre NEPS-Studie. ([https://www.neps-studie.de/Portals/22/downloads/Magazin\\_10\\_Jahre\\_NEPS\\_Web.pdf?ver=6iP0KwfZZqHipepVEPcpgQ%3d%3d](https://www.neps-studie.de/Portals/22/downloads/Magazin_10_Jahre_NEPS_Web.pdf?ver=6iP0KwfZZqHipepVEPcpgQ%3d%3d) 最終確認20230528)
- Niedlich, S. (2020) Neue Ordnung der Bildung. Zur Steuerungslogik der Regionalisierung im deutschen Bildungssystem. Springer Verlag, Wiesbaden.
- OECD (1989) Schools and quality: an international report.
- Rürup, M./Fuchs, H.-W./Weishaupt, H.(2010) Bildungsberichterstattung – Bildungsmonitoring. In: Altrichter, H./Merki, K.-M. (Hrsg.) (2010) 377–401. Auch: Altrichter, H./Merki, K.-M.(Hrsg.) (2016) 411–437.
- Schrader, J. Schmid, J. Amos, K. Thiel, A.(Hrsg.) (2015) Governance von Bildung im Wandel. Interdisziplinäre Zugänge. Springer VS, Wiesbaden.
- Splker, N.(2015) „Aus Daten Taten folgen lassen.“ Zum Spannungsfeld von Gouvernamentalität und Educational Governance. (95–116) In: Schrader, J. Schmid, J. Amos, K. Thiel, A.(Hrsg.) (2015)

- Governance von Bildung im Wandel. Interdisziplinäre Zugänge. Springer VS, Wiesbaden.  
Ständige Wissenschaftliche Kommission der Kultusministerkonferenz (SWK) <https://www.kmk.org/kmk/staendige-wissenschaftliche-kommission.html>  
Stanat, P. u.a. (2019) IQB-Bildungstrend 2018. Mathematische und naturwissenschaftliche Kompetenzen am Ende der Sekundarstufe I im zweiten Ländervergleich. Waxmann, Münster · New York.  
Ulrich G. Herrmann (2009) „Alte“ und „neue“ Steuerung im Bildungssystem. Anmerkungen zu einem bildungshistorisch problematischen Dualismus. In: Lange, U./ Rahn, S./ Seitter, W./ Körzel, R. (Hrsg.) (2009) 57-77.

(webサイトの最終確認は、特に示していない場合2023/12/27である。)

# Planning and Check of Education Policy based on Educational Researches: Case Study in the Federal Republic of Germany

Shinji SAKANO

## Abstract

The education policy nowadays is aimed to be implemented according to the PDCA cycle. The OECD and other organizations have emphasized not only the PDCA cycle but Evidence-based policy making. For example, in the Federal Republic of Germany, the importance of evaluation has been increasing since the result of the PISA surveys.

The purpose of this paper is to examine how educational policies have been formulated and examined, and how educational research has been can be involved in this process in the case of Germany.

What is clear is following: the fourth Merkel's coalition government in 2018 envisaged a National Education Council (der nationale Bildungsrat). In Germany 16 states (Länder) have the authority to implement education policies. The states did not like federal involvement and rejected the establishment of the National Education Council. However, verification and recommendations are important for the states, so they established the Permanent Academic Committee (SWK, die Ständige Wissenschaftliche Kommission) in 2020 as an expert body. This allows the states to receive common recommendations, but ensures that the implementation of education policy remains with the states.

**Keywords:** EBPM, Educational Policy in Germany, PDCA cycle, Check of educational policy, Building Agreement for Policy